

第121期 定時株主総会 招集ご通知

日時

2024年6月25日（火曜日）
午前10時

場所

秋田市山王三丁目2番1号
当行本店10階大会議室

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である
取締役を除く。）10名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役
3名選任の件
- 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役
1名選任の件

インターネットまたは郵送による議決権行使期限

2024年6月24日（月曜日）午後5時まで

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

 秋田銀行

証券コード：8343



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。
<https://p.sokai.jp/8343/>



株主の皆さまへ

株主の皆さまには、平素より格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

ここに第121期定時株主総会招集ご通知をお届けいたしますので、ご高覧のうえ、ご参考にしていただければ幸いに存じます。

当行グループは、2030年を展望する秋田銀行グループVISION『価値をつくる。未来へつなぐ。』を掲げ、2022年度から第1フェーズとなる3年間の中期経営計画に取り組んでおります。この計画では、金融仲介やコンサルティングなど、既存事業の深掘りによる経営基盤の強化や、地域課題の解決を通じて新たな価値を創出する「地域価値共創事業」の拡大などを進めてきております。

その取組みの結果、2023年度の当期純利益（単体）は前期比+12億円の45億円、経営目標のひとつとして掲げる「お客さまサービス等利益」は前期比7億円改善の▲3億円となり、計画は順調に進捗しております。

引き続き、中期経営計画の諸施策の実行を通じて、お客さまや地域にとっての価値創出に取り組むとともに、当行グループの企業価値の向上をはかってまいります。

株主の皆さまには、変わらぬご支援、ご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。



取締役頭取 **新谷 明弘**

目次

招集ご通知

招集ご通知	3
秋田銀行の株主総会の流れ	5

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件	8
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件	9
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件	17
第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件	20
ご参考	22

第121期事業報告	27
-----------	----

計算書類	52
------	----

連結計算書類	55
--------	----

監査報告	57
------	----

秋田銀行グループVISION

価値をつくる。未来へつなぐ。

地域の課題を解決し、お客さまのニーズに応える
質の高い金融・非金融サービスの提供を通じて、
将来にわたる豊かな地域の実現にチャレンジし続けます

中期経営計画



■中期経営計画で目標とする経営指標（単体）

現中期経営計画期間

	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度 目標
当期純利益	33億円	33億円	45億円 前年度比 +12億円	50億円
お客さまサービス等利益（本業利益）	▲22億円	▲10億円	▲3億円 前年度比 +7億円	黒字化
自己資本比率	11.40%	11.18%	11.21% 前年度比 +0.03%	10%以上

証券コード 8343
2024年6月5日
(電子提供措置の開始日2024年5月31日)

株主各位

秋田市山王三丁目2番1号
株式会社 **秋田銀行**
取締役頭取 **新谷 明弘**

第121期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当行第121期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しましては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しておりますので、下記の当行ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようようお願い申し上げます。

【当行ウェブサイト】 <https://www.akita-bank.co.jp/aboutus/investor/kabusiki/soukai/>



また、電子提供措置事項は当行ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、下記の東証ウェブサイトへアクセスしていただき、「銘柄名（会社名）」に「秋田銀行」または証券「コード」に「8343」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」の順に選択のうえ、ご確認くださいませようようお願い申し上げます。

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】 <https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日のご出席に代えて、電磁的方法（インターネット等）または議決権行使書面（郵送）により、事前に議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、**2024年6月24日（月曜日）午後5時まで**に議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時		2024年6月25日（火曜日） 午前10時
2 場 所		秋田市山王三丁目2番1号 当行本店10階大会議室 ※末尾の会場ご案内略図をご参照ください。
3 株主総会の 目的事項	報告事項  決議事項 	(1) 第121期（2023年4月1日から2024年3月31日まで） 事業報告および計算書類報告の件 (2) 第121期（2023年4月1日から2024年3月31日まで） 連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連 結計算書類監査結果報告の件 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。） 10名選任の件 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
4 議決権行使について		(1) インターネット等による議決権行使の場合 当行指定の議決権行使サイト（ https://evote.tr.mufg.jp/ ）にアクセスしていただき、 同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用の うえ、前記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。詳細は、後記の「イン ターネット等による議決権を行使される場合のお手続きについて」をご確認ください。 (2) 書面（郵送）による議決権行使の場合 同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、前記の行使期限までに 到着するようにご返送ください。 なお、各議案につき賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取 扱いさせていただきます。 (3) 重複行使のお取り扱い インターネット等と議決権行使書面により重複して議決権行使をされた場合は、インタ ーネット等による議決権行使を有効とさせていただきます。また、インターネット等によ り複数回にわたり議決権行使をされた場合は、最後の議決権行使を有効とさせていただきます。

(以 上)

株主総会資料の電子提供制度について

- 電子提供措置事項のうち、下記の事項につきましては、法令および当行定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載していません。なお、監査等委員会および会計監査人は下記の事項を含む監査対象書類を監査しております。
 - ①事業報告の「業務の適正を確保する体制」
 - ②計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」
 - ③連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきますのでご了承ください。
- 本株主総会の招集ご通知につきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りしております。

秋田銀行の株主総会の流れ

① 株主総会開催前 招集通知到着後～2024年6月24日（月曜日）まで

開示書類を見る

- 当行ウェブサイト 株主総会ページ <https://www.akita-bank.co.jp/aboutus/investor/kabusiki/soukai/> 
- 東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス） <https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show> 



スマートフォンで招集通知の主要なコンテンツをご覧いただけます。
<https://p.sokai.jp/8343/>



事前に議決権を行使する

下記いずれかの方法にて事前に議決権行使を行使いただきますようお願い申し上げます。

インターネット等による議決権行使

行使期限 **2024年6月24日（月曜日）午後5時**まで



パソコン

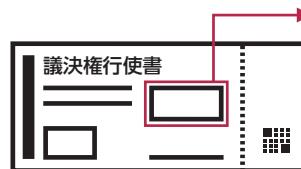


スマートフォン

▶ 詳細は7頁参照

書面（郵送）による議決権行使

行使期限 **2024年6月24日（月曜日）午後5時**到着分まで



こちらに議案の賛否をご記入ください。

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

議決権行使のお取扱いについて

- インターネット等により議決権を複数回行使された場合は、最後の議決権行使を有効とさせていただきます。
- 書面（郵送）による議決権行使の場合、各議案につき賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いさせていただきます。
- インターネット等と書面（郵送）により重複して議決権行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効とさせていただきます。

2 株主総会当日

ご来場される方



場所

当行本店10階大会議室

秋田市山王三丁目2番1号

※末尾の会場ご案内略図をご参照ください。

日時

2024年6月25日(火曜日)

午前10時

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

株主総会へのご出席にあたって

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。また、代理人によるご出席の場合は、委任状を議決権行使書とともに会場受付にご提出ください。（なお、代理人の資格は、当行の議決権を有する他の株主1名に限ることとさせていただきます。）
- 本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

3 株主総会后



議決権行使結果 を見る



株主総会の模様の 事後配信を見る

※2024年7月中旬配信予定

以下よりご覧いただけます。

秋田銀行 株主総会

検索

<https://www.akita-bank.co.jp/aboutus/investor/kabusiki/soukai/>

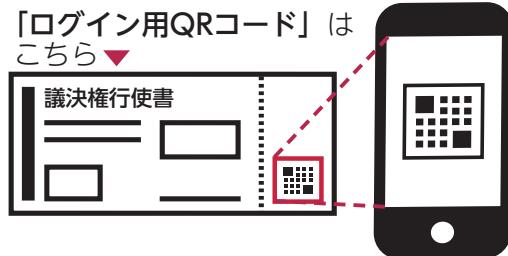


インターネット等による議決権を行使される場合のお手続きについて

パソコン、スマートフォンから、**議決権行使サイト** (<https://evote.tr.mufg.jp/>) において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

スマートフォンの場合 (QRコードを読み取る方法)

同封の議決権行使書用紙右下に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、ログインいただけます。



! ご注意

- ① 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主さまのご負担となります。
- ② インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合がございますので、ご了承ください。

パソコンの場合

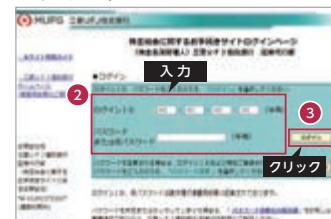
(ログインID・仮パスワードを入力する方法)

議決権行使サイトへアクセスする



- ①「次の画面へ」をクリック

ログインする



- ②お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力
- ③「ログイン」をクリック

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使のシステム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

フリーダイヤル：**0120-173-027**（通話料無料） 受付時間 午前9時～午後9時

機関投資家の
みなさまへ

議決権行使の方法として、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当行は、健全経営と円滑な資金供給に必要な内部留保の充実に努め、かつ、安定的な配当を維持することを基本方針としております。また、本基本方針を前提として、業績見通しや市場環境等を考慮のうえ、親会社株主に帰属する当期純利益に対する配当性向30%以上を目標に株主利益の充実と資本効率の向上を目指しております。

上記方針に基づき、第121期の期末配当および剰余金の処分につきましては、当期の業績等を総合的に勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

1 期末配当に関する事項

(1)	配当財産の種類	金銭といたします。
(2)	配当財産の割当てに関する事項 およびその総額	<p>当行普通株式1株につき 金45円 (前期末配当と比べ10円増配)</p> <p>総額 807,678,540円 (注) 中間配当を含めた当事業年度の年間配当は、1株につき金80円となります。</p>
(3)	剰余金の配当が効力を生ずる日	2024年6月26日

2 別途積立金の積立に関する事項

(1)	増加する剰余金の項目とその額	別途積立金	3,000,000,000円
(2)	減少する剰余金の項目とその額	繰越利益剰余金	3,000,000,000円

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件

現任の取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（9名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化のために1名増員し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会において検討がなされましたが、コーポレートガバナンスに関する基本方針に定める取締役候補者の選任方針および手続きに従い適切に指名されており、各候補者は当行の取締役として適任であることから、特に指摘すべき事項がない旨の意見表明を受けております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名			現在の当行における地位	取締役会への出席状況
1	あらや 新谷	あきひろ 明弘	再任	取締役頭取（代表取締役）	14回／14回 (100%)
2	あしだ 芦田	こうすけ 晃輔	再任	取締役専務執行役員	14回／14回 (100%)
3	みなかわ 皆川	つよし 剛	再任	取締役専務執行役員	14回／14回 (100%)
4	みうら 三浦	ちから 力	再任	取締役常務執行役員	13回／14回 (92%)
5	みうら 三浦	ひろよし 寛剛	再任	取締役常務執行役員	14回／14回 (100%)
6	ざかき 榊	じゅんいち 純一	再任	取締役（社外取締役）	14回／14回 (100%)
7	かきざき 柿崎	たまき 環	再任	取締役（社外取締役）	12回／14回 (85%)
8	いとう 伊東	ゆたか 裕	再任	取締役（社外取締役）	11回／11回 (100%)
9	えばた 江畑	よしあき 佳明	新任	—	—
10	たなか 田中	りさ 里沙	新任	—	—

(注) 取締役候補者の伊東裕氏は、2023年6月28日の取締役就任以後に開催の取締役会11回の全てに出席しております。

候補者番号 **1**

新谷 明弘 (あらや あきひろ)

再任



生年月日
1955年2月9日生

所有する当行の株式の数
4,800株

取締役会への出席状況
14回／14回 (100%)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1977年 4月	当行入行	2010年 5月	同	常務取締役経営企画部長 兼広報室長兼コンプライ アンス統括部長
1999年 4月	同 人事部次長			
2002年 3月	同 県庁支店長			
2005年 6月	同 執行役員本店営業部長	2011年 6月	同	常務取締役事務本部長
2007年 6月	同 取締役執行役員経営企画 部長兼広報室長	2013年 6月	同	代表取締役専務
		2016年 6月	同	代表取締役副頭取
		2017年 6月	同	代表取締役頭取 (現任)

取締役候補者とした理由

経営企画、リスク管理、人事等の業務経験を有し、営業店長を経験するなど銀行業務に対して幅広く精通しております。2017年6月に頭取に就任し、中長期的な経営ビジョンを掲げるとともに、経営課題に基づき成長戦略の推進を指揮してきました。

豊富な業務経験と銀行の経営全般に関する知見を有し、公正な経営の監督を遂行することができると判断し、取締役候補者としていたしました。

候補者番号 **2**

芦田 晃輔 (あしだ こうすけ)

再任



生年月日
1971年10月12日生

所有する当行の株式の数
1,900株

取締役会への出席状況
14回／14回 (100%)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1994年 4月	当行入行	2021年 6月	同	取締役常務執行役員経営企 画部長兼デジタル戦略室長
2014年 6月	同 能代南支店長			
2016年 6月	同 経営企画部次長	2022年 6月	同	取締役常務執行役員経営企 画部長兼デジタル戦略室長兼サ ステナビリティ推進室長
2017年 6月	同 経営企画部次長兼業務改革室長			
2019年 4月	同 経営企画部副部長兼業務改革室長			
2019年 6月	同 執行役員人事部長	2023年 6月	同	取締役専務執行役員 (現任)
2020年 6月	同 取締役執行役員人事部長			

取締役候補者とした理由

豊富な業務執行の経験と実績に基づき、2023年6月に取締役専務執行役員に就任し、当行の経営課題への対応や中長期的な経営戦略の立案に取り組んできました。

豊富な業務経験と銀行の経営全般に関する知見を有し、公正な経営の監督を遂行するとともに、当行グループを牽引し当行の持続的な発展に寄与することができると判断し、取締役候補者としていたしました。

候補者番号 **3**

皆川 剛 (みなかわ つよし)

再任



生年月日

1967年7月2日生

所有する当行の株式の数
1,800株

取締役会への出席状況
14回/14回 (100%)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1990年 4月	当行入行	2019年 6月	同	取締役執行役員経営企画部長兼広報CS R室長
2010年 6月	同 経営企画部部長代理	2020年 6月	同	取締役常務執行役員経営企画部長兼デジタル戦略室長
2011年 6月	同 札幌支店長	2021年 6月	同	取締役常務執行役員
2014年 6月	同 本荘支店長	2023年 6月	同	取締役専務執行役員 (現任)
2017年 6月	同 執行役員地域サポート部長			
2018年 6月	同 執行役員地域未来戦略部長			

取締役候補者とした理由

豊富な業務執行の経験と実績に基づき、2023年6月に取締役専務執行役員に就任し、当行の経営課題への対応や、人事・総務・市場運用部門等の強化に貢献してきました。

こうした経営に関する知見や能力を活かし、担当部門における適切な業務執行を遂行することができると判断し、取締役候補者いたしました。

候補者番号 **4**

三浦 力 (みうら ちから)

再任



生年月日

1967年4月19日生

所有する当行の株式の数
2,400株

取締役会への出席状況
13回/14回 (92%)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1991年 4月	当行入行	2019年 6月	同	執行役員地域未来戦略部長
2009年 6月	同 秋田東中央支店次長	2020年 6月	同	取締役執行役員地域価値共創部長
2010年10月	同 秘書室長	2021年 6月	同	常務執行役員地域価値共創部長
2013年 6月	同 本店営業部部長代理兼融資課長	2022年 6月	同	取締役常務執行役員 (現任)
2015年 6月	同 湯沢・稲川エリア統括湯沢支店長			
2017年 6月	同 県庁支店長			

取締役候補者とした理由

豊富な業務執行の経験と実績に基づき、2022年6月に取締役常務執行役員に就任し、当行の業績向上に貢献するとともに、地域やお客さまの課題解決に取り組んできました。

こうした経営に関する知見や能力を活かし、担当部門における適切な業務執行を遂行することができると判断し、取締役候補者いたしました。

候補者番号 **5**

三浦 寛剛 (みうら ひろよし)

再任



生年月日
1967年3月11日生

所有する当行の株式の数
1,900株

取締役会への出席状況
14回／14回 (100%)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1991年 4月	当行入行	2020年 6月	同	取締役執行役員営業企画部長	
2010年 6月	同	大館支店次長	2021年 6月	同	取締役常務執行役員
2012年 3月	同	御野場支店長	2022年 4月	同	取締役常務執行役員事務統括部長
2014年 6月	同	札幌支店長	2022年 6月	同	取締役常務執行役員 (現任)
2017年 6月	同	東京支店長兼東京事務所長			
2019年 6月	同	執行役員営業企画部長			

取締役候補者とした理由

豊富な業務執行の経験と実績に基づき、2021年6月に取締役常務執行役員に就任し、審査部門、事務・システム部門等における経営課題への対応およびリスク管理態勢の強化に取り組んできました。

こうした経営に関する知見や能力を活かし、担当部門における適切な業務執行を遂行することができると判断し、取締役候補者となりました。

候補者番号 **6**

榎 純一 (さかき じゅんいち)

再任

社外 **独立**



生年月日
1954年12月23日生

所有する当行の株式の数
1,000株

取締役会への出席状況
14回／14回 (100%)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1980年 4月	石川島播磨重工業株式会社 (現株式会社IHII) 入社	2012年 4月	株式会社IHII 執行役員回転機械セクター長
2003年 7月	同 航空宇宙事業本部民間エンジン事業部技術部長	2017年 4月	同 常務執行役員産汎事業領域副事業領域長兼車両過給機SBU長
2004年 7月	同 機械事業本部車両過給機事業部副事業部長兼品質保証部長	2018年 4月	同 顧問
2009年 4月	同 理事車両過給機セクター副セクター長兼企画部長	2018年 6月	当行取締役 (現任)
2010年 4月	株式会社IHII 回転機械代表取締役社長	2021年 4月	秋田大学電動化システム共同研究センター長(現任)

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

石川島播磨重工業(株)(現株IHII)に入社し、(株)IHII回転機械代表取締役社長を経て(株)IHII常務執行役員を務め、現在は秋田大学電動化システム共同研究センター長に就任しております。2018年6月に当行の社外取締役に就任し、企業経営者としての高い人格と豊富な経験、ならびに各種分野における幅広い見識に基づき、取締役会に対する助言・提言をいただいております。

こうした専門的な知見と豊富な経験を踏まえた客観的な立場から経営を監督し、重要な意思決定に参画いただくことを期待し、社外取締役候補者となりました。

候補者番号

7

柿崎 環 (かきざき たまき)

再任

社外 独立



生年月日

1961年1月16日生

所有する当行の株式の数
200株

取締役会への出席状況

12回/14回 (85%)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2009年 4月	東洋大学専門職大学院法務研究科教授	2017年 6月	日本空港ビルデング株式会社社外監査役
2012年 4月	横浜国立大学国際社会科学研究院教授	2020年 6月	京浜急行電鉄株式会社社外取締役 (現任)
2014年 4月	明治大学法学部教授 (現任)	2021年 6月	当行取締役 (現任)
2016年 6月	エーザイ株式会社社外取締役	2022年 6月	日本空港ビルデング株式会社社外取締役 (監査等委員) (現任)
2016年 6月	三菱食品株式会社社外取締役 (現任)		

社外取締役候補者としての理由および期待される役割

商法、金融商品取引法を研究分野とする大学教授として、内部統制やコーポレートガバナンスに関する高い見識を有しております。2021年6月に当行の社外取締役に就任し、専門分野等の高い見識に基づき、取締役会に対する助言・提言をいただいております。こうした専門的な知見と豊富な経験を踏まえた客観的な立場から経営を監督し、重要な意思決定に参画いただくことを期待し、社外取締役候補者となりました。

なお、同氏は社外取締役または社外監査役となること以外の方法で、会社経営に関与した経験はありませんが、上記理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

候補者番号

8

伊東 裕 (いとう ゆたか)

再任

社外 独立



生年月日

1957年6月3日生

所有する当行の株式の数
0株

取締役会への出席状況

11回/11回 (100%)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1981年 4月	全日本空輸株式会社入社	2019年 6月	同 取締役常務執行役員
2013年 4月	全日本空輸株式会社執行役員 州室長兼ロンドン支店長	2020年 4月	同 代表取締役副社長執行役員
2015年 4月	同 上席執行役員 欧州室長兼ロンドン支店長	2020年 4月	全日本空輸株式会社取締役専務執行役員
2016年 4月	同 取締役執行役員	2021年 4月	株式会社ANA総合研究所代表取締役社長
2018年 4月	同 取締役常務執行役員	2022年 4月	同 取締役会長
2019年 4月	ANAホールディングス株式会社 社上席執行役員	2023年 4月	同 顧問 (現任)
		2023年 6月	当行取締役 (現任)

社外取締役候補者としての理由および期待される役割

航空運送事業を中心とする企業グループにおいて代表取締役を経験されております。2023年6月に当行の社外取締役に就任し、企業経営者としての高い人格と豊富な経験、ならびにESG経営や法務等の幅広い見識に基づき、取締役会に対する助言・提言をいただいております。

こうした専門的な知見と豊富な経験を踏まえた客観的な立場から経営を監督し、重要な意思決定に参画いただくことを期待し、社外取締役候補者となりました。

候補者番号 **9**

江畑 佳明 (えばた よしあき)

新任

社外 独立



生年月日
1962年7月18日生
所有する当行の株式の数
0株
取締役会への出席状況
—

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1991年 4月	北日本コンピューターサービス株式会社入社	2004年12月	北日本コンピューターサービス株式会社代表取締役 (現任)
1995年 5月	北日本コンピューターサービス株式会社取締役	2007年 8月	株式会社秋田情報センター代表取締役 (現任)
1996年 6月	北日本コンピューターサービス株式会社専務取締役	2009年 6月	株式会社日春秋田システムズ取締役 (現任)
2001年 8月	株式会社秋田情報センター取締役		

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

秋田県内を代表するシステム開発・販売事業会社の代表取締役を長年にわたり務めており、企業経営者としての高い人格と豊富な経験、ならびにIT・DXに関する高い見識を有しております。

こうした専門的な知見と豊富な経験を踏まえた客観的な立場から経営を監督し、重要な意思決定に参画いただくことを期待し、社外取締役候補者となりました。

候補者番号 **10**

田中 里沙 (たなか りさ)

新任

社外 独立



生年月日
1966年11月14日生
所有する当行の株式の数
0株
取締役会への出席状況
—

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1993年 4月	株式会社宣伝会議入社	2016年 4月	学校法人先端教育機構事業構想大学院大学学長 (現任)
2001年 2月	株式会社宣伝会議取締役編集長		
2010年 8月	公益社団法人日本鉄道広告協会理事 (現任)	2016年 4月	株式会社宣伝会議取締役メディア・情報統括
2012年 4月	学校法人先端教育機構事業構想大学院大学教授	2021年 4月	三重大学理事・副学長 (現任)
2014年 4月	株式会社宣伝会議取締役副社長兼編集室長	2021年 6月	井村屋グループ株式会社社外取締役 (現任)
2014年 6月	日本郵便株式会社社外取締役	2022年 6月	首都高速道路株式会社社外監査役 (現任)

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

大学の学長等の要職を歴任されており、マーケティング、コミュニケーションに関する高い見識を有しております。

こうした専門的な知見と豊富な経験を踏まえた客観的な立場から経営を監督し、重要な意思決定に参画いただくことを期待し、社外取締役候補者となりました。

(注) 1. 各取締役候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。

2. 榊純一氏、柿崎環氏、伊東裕氏、江畑佳明氏および田中里沙氏は社外取締役候補者であります。

3. 独立役員の届出について

当行は、榊純一氏、柿崎環氏および伊東裕氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、各氏が再任された場合には、引き続き独立役員となる予定であります。また、江畑佳明氏および田中里沙氏が社外取締役に就任した場合は、両氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。

4. 独立性に関する補足説明について

(1) 榊純一氏は、秋田大学電動化システム共同研究センター長を務めており、同大学法人と当行の間には通常の銀行取引がありますが、取引金額は直近事業年度における同大学法人の年間事業収入および当行の直近事業年度における連結粗利益の1%未満であること等から、当行が定める「社外取締役の独立性に関する判断基準」を充足しており、独立性は十分に確保されております。

(2) 柿崎環氏は、京浜急行電鉄株式会社の社外取締役および日本空港ビルデング株式会社の社外取締役（監査等委員）を務めており、両社と当行の間には通常の銀行取引がありますが、同氏は両社の業務執行者ではないため、独立性の判断に影響を与えるものではありません。

(3) 伊東裕氏は、株式会社ANA総合研究所の顧問を務めており、同社の持株会社であるANAホールディングス株式会社と当行の間には通常の銀行取引がありますが、取引金額は直近事業年度における同社グループの年間連結総売上高および当行の直近事業年度における連結粗利益の1%未満であること等から、当行が定める「社外取締役の独立性に関する判断基準」を充足しており、独立性は十分に確保されております。

(4) 江畑佳明氏は、北日本コンピューターサービス株式会社の代表取締役を務めており、同社と当行の間には通常の銀行取引のほか、当行のシステム保守にかかる経常的な取引がありますが、取引金額は直近事業年度における同社の年間連結総売上高および当行の直近事業年度における連結粗利益の1%未満であること等から、当行が定める「社外取締役の独立性に関する判断基準」を充足しており、独立性は十分に確保されております。また、同氏は、株式会社秋田情報センターの代表取締役を務めており、同社と当行の間には通常の銀行取引がありますが、取引金額は直近事業年度における同社の年間連結総売上高および当行の直近事業年度における連結粗利益の1%未満であること等から、当行が定める「社外取締役の独立性に関する判断基準」を充足しており、独立性は十分に確保されております。

5. 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数について

(1) 榊純一氏は、現任の社外取締役であり、同氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって6年となります。

(2) 柿崎環氏は、現任の社外取締役であり、同氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって3年となります。

(3) 伊東裕氏は、現任の社外取締役であり、同氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって1年となります。

6. 社外取締役との責任限定契約について

榊純一氏、柿崎環氏および伊東裕氏は、当行との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しており、各氏が再任された場合は、当該責任限定契約を継続する予定であります。また、江畑佳明氏および田中里沙氏が社外取締役に就任した場合は、両氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。

責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

- ・取締役が任務を怠ったことによって当行に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項各号に定める額の合計額を限度とする。
- ・上記の責任限定が認められるのは、取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

7. 役員等賠償責任保険契約の概要について

当行は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が業務として行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより、被保険者が被る損害や費用等を填補することとしております。取締役は当該保険契約の被保険者となっており、本議案の候補者が取締役を選任された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同様の内容で更新する予定であり、保険料については、全額当行が負担しております。

第 3 号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

現任の監査等委員である取締役全員（5名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の見直しにともない2名減員し、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案が承認可決されますと、監査等委員である取締役は2名減員の3名体制となりますが、内部監査部門との連携等により監査の実効性は引き続き確保できるものと判断しております。

なお、本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当行における地位	取締役会への出席状況	監査等委員会への出席状況
1	くどう じゅうしん 工藤 重信 再任	取締役監査等委員	14回／14回 (100%)	16回／16回 (100%)
2	おもてやま きょうこ 面山 恭子 再任 社外 独立	取締役監査等委員 (社外取締役)	14回／14回 (100%)	16回／16回 (100%)
3	はせべ みつや 長谷部 光哉 再任 社外 独立	取締役監査等委員 (社外取締役)	14回／14回 (100%)	16回／16回 (100%)

候補者番号 **1**

工藤 重信 (くどう じゅうしん)

再任



生年月日

1962年12月20日生

所有する当行の株式の数
2,405株

取締役会への出席状況
14回／14回 (100%)

監査等委員会への出席状況
16回／16回 (100%)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1985年 4月	当行入行	2018年 3月	同	執行役員事務統括部長	
2005年10月	同	経営企画部部長代理	2019年 3月	同	執行役員事務統括部長兼システム部長
2009年 4月	同	経営企画部次長	2019年 6月	同	執行役員東京支店長兼東京事務所長
2010年 6月	同	能代駅前支店長	2022年 6月	同	取締役監査等委員 (現任)
2012年 6月	同	システム部長			
2016年 6月	同	事務統括部長			

取締役候補者とした理由

豊富な業務執行の経験と実績に基づき、2022年6月に監査等委員に就任し、業務経験と専門知識を当行の取締役の職務執行の監査に反映してきました。

これらの経験や見識を活かし、当行の監査態勢の強化と的確、かつ、公正な経営の監督を遂行できると判断し、監査等委員である取締役候補者いたしました。

候補者番号 **2**

面山 恭子 (おもてやま きょうこ)

再任

社外 独立



生年月日

1962年1月28日生

所有する当行の株式の数
500株

取締役会への出席状況
14回／14回 (100%)

監査等委員会への出席状況
16回／16回 (100%)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1986年 4月	弁護士登録	2017年 7月	秋田県収用委員会会長 (現任)
1988年 5月	面山恭子法律事務所所長 (現任)	2020年 6月	当行取締役監査等委員 (現任)
2005年 4月	秋田弁護士会会長	2021年 4月	秋田地方裁判所調停委員 (現任)
2008年10月	秋田家庭裁判所調停委員 (現任)		

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

弁護士として債務整理、破産等の民事事件に関して豊富な経験、実績を有しており、2020年6月に当行の監査等委員に就任し、その専門的知見を当行の監査に反映されてきました。

なお、同氏は直接会社経営に関与した経験はありませんが、引き続き専門的な知見を踏まえた客観的な立場から経営を監督し、重要な意思決定に参画いただくことを期待し、監査等委員である社外取締役候補者いたしました。



生年月日

1955年7月19日生

所有する当行の株式の数

500株

取締役会への出席状況

14回／14回 (100%)

監査等委員会への出席状況

16回／16回 (100%)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1978年 9月	長谷部武憲税理士事務所入所	2013年 7月	秋田県信用保証協会外部評価委員会委員長
1985年 2月	税理士登録	2015年 9月	公認会計士登録
2001年 6月	秋田信用金庫監事	2015年 9月	長谷部光哉公認会計士事務所所長 (現任)
2006年10月	秋田県私立学校審議会委員	2022年 6月	当行取締役監査等委員 (現任)

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

公認会計士、税理士として企業会計や税務等に関する豊富な経験、実績を有しており、2022年6月に当行の監査等委員に就任し、その専門的知見を当行の監査に反映されてきました。

なお、同氏は直接会社経営に関与した経験はありませんが、引き続き専門的な知見を踏まえた客観的な立場から経営を監督し、重要な意思決定に参画いただくことを期待し、監査等委員である社外取締役候補者としていたしました。

(注) 1. 各取締役候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。

2. 面山恭子氏および長谷部光哉氏は社外取締役候補者であります。

3. 独立役員の届出について

当行は、面山恭子氏および長谷部光哉氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、両氏が再任された場合には、引き続き独立役員となる予定であります。

4. 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数について

(1) 面山恭子氏は現任の監査等委員である社外取締役にあり、同氏が監査等委員である社外取締役に就任してからの在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって4年となります。

(2) 長谷部光哉氏は現任の監査等委員である社外取締役にあり、同氏が監査等委員である社外取締役に就任してからの在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって2年となります。

5. 社外取締役との責任限定契約について

面山恭子氏および長谷部光哉氏は、当行との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しており、両氏が再任された場合には、当該責任限定契約を継続する予定であります。

責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

- ・取締役が任務を怠ったことによって当行に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項各号に定める額の合計額を限度とする。
- ・上記の責任限定が認められるのは、取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

6. 役員等賠償責任保険契約の概要について

当行は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が業務として行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより、被保険者が被る損害や費用等を填補することとしております。監査等委員である取締役は当該保険契約の被保険者となっており、本議案の候補者が監査等委員である取締役に選任された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同様の内容で更新する予定であり、保険料については、全額当行が負担しております。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものいたします。

本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

松井 秀樹 (まつい ひでき)

再任

社外

独立

※東京証券取引所の定める独立役員
の要件を満たしている候補者



生年月日

1964年10月27日生

所有する当行の株式の数
0株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1990年 4月	弁護士登録（東京弁護士会）	2004年 4月	東京大学大学院法学政治学研究科客員助教授
1990年 4月	森綜合法律事務所（現 森・濱田松本法律事務所）入所	2015年 8月	株式会社日本人材機構社外監査役
1997年 1月	同 法律事務所パートナー（現任）	2020年12月	株式会社日本共創プラットフォーム社外取締役（現任）

補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割

弁護士として企業法務に関して豊富な経験、実績を有しており、その専門的知見を当行の監査に反映していただけることが期待できるとともに、客観的な立場から経営を監督し重要な意思決定に参画いただくべく、補欠の監査等委員である社外取締役候補者いたしました。

なお、同氏は社外取締役または社外監査役となること以外の方法で、会社経営に関与された経験はありませんが、長年の弁護士としての識見と経験を有していることから、当行の監査等委員である社外取締役に就任した場合、その職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

- (注) 1. 松井秀樹氏と当行との間には、特別の利害関係はありません。
2. 松井秀樹氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 独立役員の届出について
松井秀樹氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断しておりますが、同氏が所属する森・濱田松本法律事務所のルールに従い、同氏が社外取締役に就任する場合には、同取引所への独立役員としての届け出は行わない予定であります。
4. 独立性に関する補足説明について
松井秀樹氏は、森・濱田松本法律事務所のパートナーであり、同法律事務所と当行の間には顧問契約がありますが、当行の同法律事務所に対する弁護士報酬等の支払額は過去3事業年度平均で年間10百万円未満であること等から、同氏は当行が定める「社外取締役の独立性に関する判断基準」を充足しており、独立性は十分に確保されております。
5. 社外取締役との責任限定契約について
松井秀樹氏が監査等委員である取締役に就任した場合は、就任後に責任限定契約を締結する予定であります。
責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。
- ・取締役が任務を怠ったことによって当行に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項各号に定める額の合計額を限度とする。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
6. 役員等賠償責任保険契約の概要について
当行は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が業務として行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより、被保険者が被る損害や費用等を填補することとしております。監査等委員である取締役は当該保険契約の被保険者となっており、松井秀樹氏が監査等委員である取締役に選任された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同様の内容で更新する予定であり、保険料については、全額当行が負担しております。

(以上)

社外取締役の独立性に関する判断基準

当行では「社外取締役の独立性に関する判断基準」を制定し、以下の基準を満たす社外取締役を独立役員として指定しております。

- 現在または最近^{(注) 1}において、次のいずれの要件にも該当しない者を独立役員とする。
- 1 当行を主要な取引先とする者^{(注) 2}またはその者が法人等である場合はその業務執行者
 - 2 当行の主要な取引先^{(注) 3}またはその者が法人等である場合はその業務執行者
 - 3 当行の総議決権の10%以上を保有する株主またはその者が法人等である場合はその業務執行者
 - 4 当行から役員報酬以外に過去3年平均で年間10百万円を超える金銭等を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（金銭等を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する者をいう。）
 - 5 次に掲げる者の二親等内の親族
 - (1) 上記1から4に該当する者（重要な者^{(注) 4}に限る。）
 - (2) 当行または当行子会社の取締役、監査役、執行役員および使用人
- (注) 1 「最近」とは、社外取締役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点をいう。
 2 「当行を主要な取引先とする者」とは、当該取引先の直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上を当行との取引が占めている先、または、資金調達において当行に代替性がない程度に依存している先をいう。
 3 「当行の主要な取引先」とは、当行の直近事業年度における連結粗利益の2%以上を当行に対して支払っている先をいう。
 4 「重要な者」とは、業務執行者のうち役員・部長クラスの者、会計専門家・法律専門家のうち公認会計士・弁護士等の専門的な資格を有する者をいう。

(2023年4月改正)

取締役候補者の選任プロセス

取締役候補者の選任は、公正かつ透明性を確保する観点から、過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬諮問委員会による審議を経て、取締役会が決定しております。また、当行は2020年5月に「秋田銀行後継者計画」を策定し、経営トップに求められる人物像、要件、評価項目等を定めており、これに基づく後継者候補の育成状況の監督および評価を指名・報酬諮問委員会が毎年度行っております。

取締役体制（スキルマトリックス）

当行のスキルマトリックスは、社内取締役と社外取締役との役割の違いを踏まえてスキルを設定しており、社内取締役は、企業または銀行経営に必要なスキルと経営戦略を遂行するために必要なスキル、社外取締役は、経営の監督や経営戦略に対する助言等において特に期待する分野・知見を示しております。当行の取締役会は、これらのスキルならびに多様性を取締役会全体で確保する体制としております。

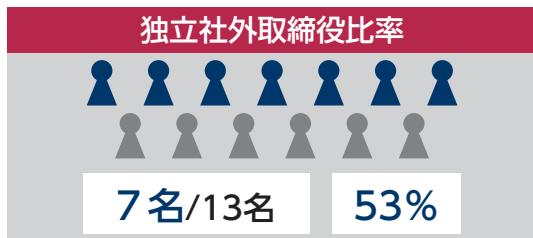
社内取締役 6名

就任予定の 地位	氏 名	性別	企業経営に必要な基本的スキル				業種特性上 必要なスキル			地域特性上 必要なスキル	
			企業経営・経営戦略	リスクマネジメント	財務・会計	人事マネジメント	企業分析・審査	事務・IT	市場運用	地域活性化	再生可能エネルギー
取締役	新谷明弘	男性	○	○	○	○	○	○	○	○	
取締役	芦田晃輔	男性	○	○	○	○	○	○		○	
取締役	皆川剛	男性	○	○	○	○	○	○	○	○	
取締役	三浦力	男性	○	○	○	○	○	○		○ ○	
取締役	三浦寛剛	男性	○	○	○	○	○	○		○	
取締役 (監査等委員)	工藤重信	男性	○	○	○	○	○	○		○	

- (注) 1. 上記一覧表は社内取締役の有するすべての知見や経験を表すものではありません。
2. 各スキルの内容は次のとおりです。

企業経営・経営戦略	企業経営の知識・経験を有し、持続的な成長・企業価値向上を推進する戦略の立案・実行および適正な判断ができる。
リスクマネジメント	リスクに関する知識を有し、経営上のマネジメントができる。
財務・会計	財務・会計の知識・経験を有し、適正な管理ができる。
人事マネジメント	人事関連の知識・経験を有し、経営上のマネジメントができる。
企業分析・審査	企業分析・審査の知識・経験を有し、適正な与信判断および企業支援ができる。
事務・IT	事務・IT関連の知識・経験を有し、適正な運用・管理ができる。
市場運用	有価証券運用の知識・経験を有し、適正な投資判断ができる。
地域活性化	地域活性化・地域課題の解決に関する知識・経験を有し、将来にわたる豊かな地域を実現する戦略の立案・実行ができる。
再生可能エネルギー	再生可能エネルギー関連の知識・経験を有し、適正な戦略の立案・実行ができる。

取締役会の構成



(注) 第2号議案および第3号議案が原案通り承認された場合

社外取締役7名

就任予定の 地位	氏名	性別	社外取締役に期待する分野・知見							
			企業経営・経営戦略	ガバナンス・リスクマネジメント	法務	財務・会計	ESG・サステナビリティ	企業支援	DX・テクノロジー	地域活性化
取締役	独立 榊 純一	男性	○	○					○	○
取締役	独立 柿崎 環	女性		○	○		○			
取締役	独立 伊東 裕	男性	○	○	○		○			○
取締役	独立 江畑 佳明	男性	○	○					○	○
取締役	独立 田中里沙	女性		○			○			○
取締役 (監査等委員)	独立 面山 恭子	女性		○	○					
取締役 (監査等委員)	独立 長谷部光哉	男性	○	○		○		○		○

(注) 1. 上記一覧表は社外取締役の有するすべての知見や経験を表すものではありません。
2. 各スキルの内容は次のとおりです。

企業経営・経営戦略	企業経営・経営戦略に関する経験・専門性
ガバナンス・リスクマネジメント	経営管理・リスク管理等に関する経験・専門性
法務	企業法務等に関する専門性
財務・会計	財務・会計に関する専門性
ESG・サステナビリティ	非財務分野における企業活動に関する専門性
企業支援	中小企業の経営課題解決・経営改善・再生支援等に関する専門性
DX・テクノロジー	デジタル技術・テクノロジーの活用等に関する専門性
地域活性化	産業/経済振興/観光交流/教育/まちづくり等に関する専門性

コーポレートガバナンスに関する基本方針

当行は、コーポレートガバナンス・コードの趣旨をふまえ、当行の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を目指し、コーポレートガバナンスを確立することを目的として「コーポレートガバナンスに関する基本方針」を制定しております。

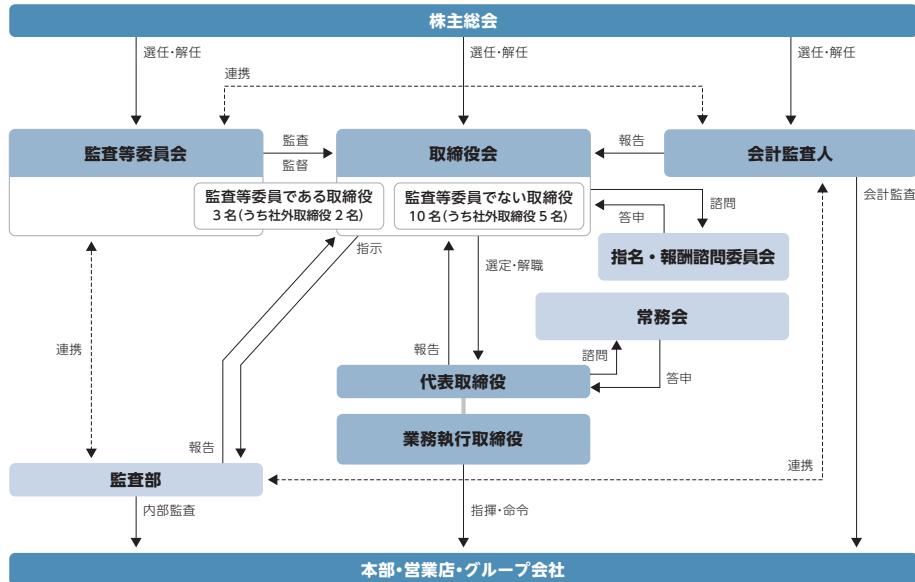
「コーポレートガバナンスに関する基本方針」については、当行ホームページをご覧ください。

<https://www.akita-bank.co.jp/aboutus/investor/governance/pdf/guideline.pdf>



● コーポレートガバナンス体制

当行は、コーポレートガバナンスの充実を目的として、2018年6月の第115期定時株主総会における決議に基づき、監査等委員会設置会社へ移行しております。また、任意の委員会である指名・報酬諮問委員会を設置し、取締役会の諮問機関として、指名委員会および報酬委員会の双方の機能を担っております。



(注) 第2号議案および第3号議案が原案通り承認された場合

● 取締役会

取締役会は、定時取締役会を毎月開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営戦略の策定・承認、ガバナンス・内部統制システムの整備、重要な業務執行に関する事項、役員を選任・報酬等を決議し、これらに関する取組みや運営状況について定期的に報告を受けること等により、業務執行状況を監督しております。

● 監査等委員会

監査等委員会は、委員の過半数を社外取締役で構成しており、取締役の職務執行の遵法性および妥当性の厳正な監視・検証を行っております。常勤の監査等委員は、常務会その他の重要な会議への出席、重要な決裁書類等の閲覧、内部統制システム状況の監視・検証、各部店の業務および財産状況の調査などを通じた監査を実施し、その結果について監査等委員会に報告し、監査等委員会による監査等の実効性の確保に努めております。

● 指名・報酬諮問委員会

指名・報酬諮問委員会は、委員の過半数を独立社外取締役で構成しており、頭取および役付執行役員の評価、取締役候補および執行役員候補の選任、役員報酬の体系・決定プロセス・役位別の報酬金額等を審議し、取締役会に対して答申を行っております。

政策保有株式の縮減状況

当行は、当行の中長期的な企業価値の向上、または地域経済の発展に資すると認められる場合を除き、政策保有株式は資本効率の向上の観点から縮減していくことを基本方針としております。

政策保有株式（上場株式）の推移



1 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

a 当行の主要な事業内容、金融経済環境並びに事業の経過及び成果

(a) 当行の主要な事業内容

本店営業部のほか支店96か店、出張所1か店、計98か店において、預金業務および貸出業務に加え、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務、公共債・投資信託・保険商品の窓口販売業務等を行っております。

(b) 金融経済環境

○国内経済環境

国内経済は、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進み、景気は緩やかに回復しました。年度前半は、物価高による消費意欲の減退や、設備投資の低調な推移など、内需の弱さが目立ちました。年度後半は、個人消費が引き続き低調に推移しましたが、好調な企業収益を背景に自動車や半導体関連などの生産体制強化に向けた設備投資が内需を押し上げたほか、外需もインバウンド需要などのサービス輸出の増加により堅調に推移しました。この間、人手不足を背景に賃金は増加傾向にありました。

○県内経済環境

県内経済は、物価高や原材料高の影響を受けつつも、景気は全体としてコロナ禍の減退から緩やかに回復しました。産業別の動向では、主力の電子部品・デバイススマートフォン向けを中心に低迷が続きました。需要面では、公共工事が増加基調で推移したものの、住宅着工は弱い動きが続きました。また、個人消費は、大型小売店販売が堅調に推移したほか、自動車販売も部品不足の改善から上向くなど、緩やかな回復がみられました。

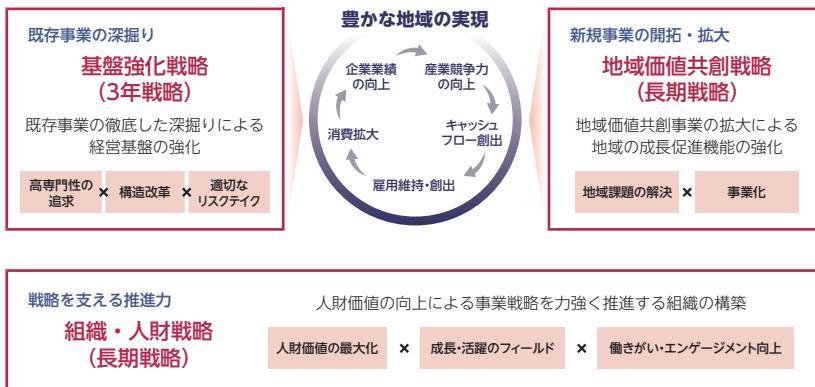
○金融環境

金融面では、新発10年物国債利回りは、日銀による「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」のもと、7月まで上限0.50%の範囲内で推移しましたが、7月と10月の長短金利操作修正により、11月に一時0.97%まで上昇しました。海外金利低下を受け、12月に0.5%台まで低下しましたが、年明け後、マイナス金利解除観測から0.7%台に上昇しました。日経平均株価は、堅調な企業業績や東京証券取引所による市場改革などを受け、6月にかけて34,000円近くまで上昇し、年末まで概ね30,000円～34,000円のレンジ内で推移しました。年明け後騰勢を強め、2月に34年ぶりに最高値を更新し、3月に史上初の4万円台に乗せました。その後、一時38,000円台に下落しましたが、年度末には再度4万円を超えました。為替相場は、日米金融政策の方向性の違いから、ドル高円安地合いが続き、11月に152円付近まで円が下落しましたが、米利下げ観測や日銀の政策修正観測の強まりから年末には140円台まで円高が進みました。年明け後、再度150円台まで戻した後、日銀のマイナス金利解除観測により、一時146円台に上昇しました。マイナス金利解除後は、日銀は追加利上げを急がないとの見方が強まり、年度末には151円台に下落しました。

(c) 事業の経過及び成果

当行は、2022年度から3年間を計画期間とする中期経営計画において、3つの基本戦略に基づく各種施策に積極的に取り組んでおります。

■基本戦略



基本戦略 基盤強化戦略（3年戦略）

基盤強化戦略では、当行がこれまで構築してきた金融ビジネスの事業基盤をさらに強化し、より質の高いサービスの提供を通じて収益の向上に取り組んでまいりました。

法人のお客さまに対しては、アフターコロナにおける事業環境の変化や原材料・エネルギー価格の高騰などに対応した円滑な資金供給に努めたほか、将来にわたるビジネスパートナーを目指し、経営改善、事業再構築、本業支援等に積極的に取り組みました。また、地区中核店舗に法人担当者を集約するなど、営業体制の最適化を進め、より複雑化する経営課題や多様化するニーズへ適切にお応えできる体制を整えました。

個人のお客さまに対しては、一人ひとりが思い描く将来の実現を支えるライフパートナーを目指し、ライフプランに応じた最適な商品・サービスの提供に取り組みました。また、ご来店いただくなくても一部の窓口サービスがご利用いただけるよう「あきぎんアプリ」の機能を拡充したほか、ローンにとどまらない家づくりのトータルサポート機能を備えた「〈あきぎん〉家づくり相談プラザ」の開設など、デジタルを活用した利便性の向上と対面による提案の価値を高めるよう努めました。

こうした取組みの結果、戦略目標としている「お客さまサービス等利益（本業利益）」は、前年度比6.5億円改善いたしました。

基本戦略 地域価値共創戦略（長期戦略）

地域価値共創戦略では、地域の課題を起点に、その解決を通じて新たな価値を創造する「地域価値共創事業」を推進し、新たな収益基盤の確立に取り組んでおります。

① 地域産業の振興

地域商社「詩の国秋田株式会社」では、地域産品の首都圏や海外への販路拡大やブランディングなどに取り組んでまいりました。当社が現地拠点を置く台湾向けの事業として、台湾の輸入業者による県産農作物の産地視察を定期的で開催しました。こうした取組みにより、県内産「シャインマスカット」の台湾への輸出を初めて実現するなど、当行グループのネットワークを有効に活用し、新たな販路の開拓やブランディングを支援しました。

② 人手不足への対応

秋田県内企業への就職に特化した就活サイト「キャリアピタAKITA」の企画・運営を通じて、求人企業と就職希望者とのマッチング機会の拡大に取り組みました。「キャリアピタAKITA」は、2023年度末時点で313社の求人企業、1,408名の求職者の皆さまにご利用いただいております。従来の人材紹介事業と合わせて2023年度は47名のマッチングを実現しました。こうした人材採用に加えて、県内企業における人材育成や教育を支援するため、当行職員を講師とする「社員研修サービス」を新たな事業として開始いたしました。

③ 後継者不足への対応、新たな担い手の創出

事業承継・M&A支援事業においては、専門部署「事業承継支援室」を中心に、地域企業の皆さまの課題解決、地域の産業や雇用の維持などをはかるべく、専門的なコンサルティングに取り組みました。また、起業・創業支援事業の一環として運営している「〈あきぎん〉地域共創型ビジネスインキュベーションプログラム」において、事業の立ち上げから拡大フェーズまで一貫して支援する仕組みを構築し、将来の地域経済を担う事業者の創出を進めました。

こうした取組みをさらに加速していくため、2023年7月に投資専門子会社「株式会社あきぎんキャピタルパートナーズ」を設立いたしました。また、8月には同社が運営・管理する「あきぎんNEXT投資事業有限責任組合（通称 あきぎんNEXTファンド）」を組成し、ベンチャー企業や事業承継に取り組む企業に対し、柔軟な資金供給や経営支援を行う体制を強化いたしました。

④ 高齢化への対応

当行独自のコンセプトとして、年齢を重ねても生き生きと元気に活躍する「長活（ながい）き」を掲げ、活力ある地域づくりに向け「長生きプロジェクト」を推進しております。この一環として、高齢者の皆さまがお互いに教え、学び合う「あきぎん長生き学校」において、起業家の皆さまを講師に迎え、「地域に芽吹く新たな価値づくり～知って学んで応援しよう～」をテーマとした授業を複数回開催し、秋田県の地域資源を活用し、新たな価値創出に挑む企業や人物を知るとともに、高齢者の皆さまの困りごとの解決策や社会参加について考える機会を拡大しました。

⑤ 脱炭素への取組み

地域の脱炭素実現に向け、「サステナブルファイナンス実行額累計5,000億円（～2030年度）」を目標に掲げて積極的に取り組んでおり、2022年度からの累計実行額は1,000億円を突破いたしました。

再生可能エネルギー分野では、秋田県が全国有数の供給地となっている風力発電への取組みを強化しており、2023年度に実施された政府の洋上風力公募事業（男鹿市・潟上市・秋田市沖および八峰町・能代市沖）に対し、選定事業者への出資等を通じて参画しております。2022年12月に全国初の大規模商業運転を開始した「秋田港・能代港洋上風力発電所」に続く風力発電事業への主体的な関与により、地域経済への波及効果拡大に取り組んでまいります。このほか、2024年2月に大仙市と「市有林を活用したJークレジット創出に関する連携協定」を締結し、秋田県の豊かな森林資源をJークレジットの活用を通じて維持・管理していく取組みを進めたほか、家庭における脱炭素を促進するため「ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）住宅ローン」や「エコカーローン」の取扱いを開始しました。

基本戦略 組織・人材戦略（長期戦略）

当行の経営戦略を支え、力強く推進していく組織を構築していくため、多様な人材がそれぞれの力を最大限発揮し、成長・活躍し続けることのできるフィールドをつくる「人材価値共創プロジェクト」に取り組んでおります。

2023年5月に、「ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン（DE&I）の基本的な考え方」を制定しました。これに基づき、公平な活躍の機会を提供するとともに、職員一人ひとりの自分らしい働き方やキャリアの実現を後押しする取組みを進めました。

女性活躍に向けては、次の指導的立場を担うことが期待される女性職員を対象とする研修会やワークショップを定期的で開催し、キャリア形成を支援したほか、女性職員同士がつながりを持つ機会を拡充いたしました。これらに加えて、事業戦略の推進に必要な個人のスキルを可視化する「スキルマップ制度」を活用し、業務の習得レベルに応じた研修・教育体系を整備したほか、上司と部下が定期的に対話を重ねる「1 on 1 ミーティング」を導入するなど、自律的な成長支援や、多様性を認め互いに思いやる意識の醸成に取り組みました。

○店舗

効率的な営業体制を構築し、より質の高い金融サービスを提供していくため、店舗ネットワークの見直しに取り組んでおります。

2023年度におきましては、2023年7月に馬口労町支店、増田支店および浅舞支店を、10月に神宮寺支店、西馬音内支店および仁賀保支店をブランチインブランチ方式により統合いたしました。

店舗統合に合わせて、体制の充実によって営業活動量の増加をはかるとともに、お客さま理解に基づくコンサルティング提案のさらなる高度化を進めていくため、秋田県内の一部店舗へ「法人営業課」ならびに「個人営業課」を新設いたしました。

(d) 主要勘定の状況

○総預金

個人預金および法人預金の増加により、譲渡性預金を含む総預金の期末残高は、前期末比275億円増加し、3兆1,836億円となりました。

期中平均残高は、前期比313億円増加し、3兆1,929億円となりました。

○貸出金

事業先向け貸出の増加により、貸出金の期末残高は前期末比995億円増加し、1兆9,973億円となりました。

期中平均残高は、前期比861億円増加し、1兆9,416億円となりました。

○有価証券

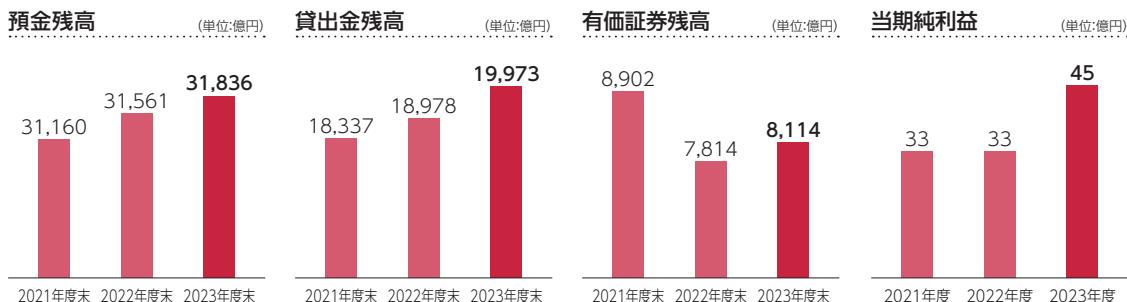
期末残高は、前期末比300億円増加し、8,114億円となりました。

期中平均残高は、前期比499億円減少し、8,116億円となりました。

○損益

経常収益は、株式等売却益の減少により、前期比46億5,800万円減少し、370億8,400万円となりました。経常費用は、国債等債券売却損・償還損の減少により、62億6,800万円減少し、306億4,100万円となりました。

この結果、経常利益は16億1,000万円増益の64億4,300万円となりました。当期純利益は12億1,000万円増益の45億7,600万円となりました。



⑥ 対処すべき課題

マテリアリティ（重要課題）

優先的に取り組む重要課題 (マテリアリティ)	秋田銀行グループVISION第1フェーズ 中期経営計画での主な取組み	関連するSDGs
地域課題の解決 Community Values <ul style="list-style-type: none"> ■ 人口減少 ■ 少子化 ■ 高齢化 ■ デジタルイノベーション ■ 価値観の変容 ■ 金融インフラの維持 	基盤強化戦略（3年戦略） <ul style="list-style-type: none"> ● ビジネスパートナー、ライフパートナーへ向けた取組み（お客様の多様なニーズへの対応） ● 対面・非対面チャネルのベストミックス 地域価値共創戦略（長期戦略） <ul style="list-style-type: none"> ● 後継者不足への対応、起業・創業支援 ● 地域商社事業 ● 人材支援事業 ● 長活きプロジェクト ● DX 	
環境課題への対応 Green Values <ul style="list-style-type: none"> ■ 気候変動 ■ 地球温暖化 	地域価値共創戦略（長期戦略） <ul style="list-style-type: none"> ● カーボンニュートラルへの対応 	
経営の基礎的要素 fundamentals <ul style="list-style-type: none"> ■ 人権の尊重 ■ 人財価値の向上 ■ コーポレートガバナンス ■ コンプライアンス ■ リスクマネジメント 	組織・人材戦略（長期戦略） <ul style="list-style-type: none"> ● 人財価値の最大化、成長・活躍のフィールドづくり、働きがい・エンゲージメント向上、人権の尊重 ● コーポレートガバナンスの高度化 ● マネー・ローンダリングへの対応 	

当行グループが営業基盤とする地域は、人口減少、少子化、高齢化等の進展にともなう産業・就労構造の変化に加え、地政学リスクの顕在化、デジタル化の進展、気候変動への対応など様々な社会的・経済的な課題を抱えています。このような環境変化のなかで、地域と当行の持続的な価値向上をはかっていくため、ステークホルダーの皆さまや当行グループに対する影響度を踏まえたうえで、優先的に取り組む重要課題（マテリアリティ）を設定しております。

重要課題の解決に向けた当行の重点的な取組みは次のとおりです。

- 生産年齢人口の減少や高齢化等から生じる社会課題へ当事者として対応し、地域の持続的発展に貢献します。
- 人生100年時代における新たなライフマネジメントや地域社会のあり方を「長活きプロジェクト」を通じて提唱・発信し続けます。

- お客さまへのデジタルを通じた新たな体験の創出、当行業務のデジタル化に取り組み、地域のDXを牽引します。
- お客さまの経営課題の解決や豊かな生活の実現に向けた提案など、お客さまにとって価値のある営業活動を拡大し、将来にわたって伴走を続ける「ビジネスパートナー・ライフパートナー」を目指します。
- サステナブルファイナンスやお客さまの脱炭素化支援、当行グループのCO2排出量削減等により、地域の脱炭素化を促進します。
- 多様な職員が心身ともに健康であり、誇りや働きがいを持って活躍・成長し続けられるフィールドをつくり、当行グループの人的資本の最大化を目指します。
- コーポレートガバナンスやリスクマネジメントの高度化に積極的に取り組み、価値創造の基盤をより強固なものにします。

お客さま、株主の皆さま、地域の期待にお応えできるよう、努力を続けてまいりますので、株主の皆さまにおかれましても、引き続きご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
預 金	2,908,092	3,035,408	3,057,913	3,117,735
定期性預金	981,052	983,416	958,722	959,336
その他	1,927,039	2,051,992	2,099,190	2,158,399
貸 出 金	1,839,485	1,833,718	1,897,857	1,997,302
個人向け	391,570	393,118	389,515	389,236
中小企業向け	629,947	614,610	619,664	675,803
その他	817,966	825,990	888,677	932,263
商 品 有 価 証 券	—	—	—	—
有 価 証 券	759,562	890,208	781,453	811,492
国 債	109,642	111,829	46,206	50,936
その他	649,920	778,378	735,247	760,555
総 資 産	3,480,732	3,655,987	3,515,460	3,567,118
内 国 為 替 取 扱 高	13,131,536	14,013,623	14,504,035	14,980,846
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル 711	百万ドル 644	百万ドル 555	百万ドル 439
経 常 利 益	4,243	4,731	4,833	6,443
当 期 純 利 益	2,763	3,340	3,366	4,576
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	円 銭 154.58	円 銭 186.71	円 銭 189.33	円 銭 260.13

- (注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 預金には、譲渡性預金は含まれておりません。
 3. 1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数（自己株式を除く。）で除して算出しております。

(3) 使用人の状況

	当年度末
使用人数	1,214人
平均年齢	40年 6月
平均勤続年数	17年 10月
平均給与月額	404千円

- (注) 1. 平均年齢・平均勤続年数・平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 使用人数には臨時雇用および嘱託は含まれておりません。
 3. 平均給与月額は、賞与を除く2024年3月中の平均給与月額であります。

(4) 営業所等の状況

イ 営業所数

	当年度末
秋田県	81店 <small>うち出張所(1)</small>
北海道	3 (一)
青森県	3 (一)
岩手県	1 (一)
宮城県	3 (一)
福島県	5 (一)
新潟県	1 (一)
東京都	1 (一)
合計	98 (1)

- (注) 1. インターネット支店およびブランチインブランチ方式（1つの店舗で複数の支店が営業を行う方式）による本支店・出張所を除くと、店舗の拠点数は79か所となります。
 2. 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を151か所設置しております。
 3. また、当年度末において、株式会社イーネットとの提携による店舗外現金自動設備を秋田県内に52か所設置しております。

- 当年度新設営業所
該当事項はありません。

(注) 1. 当年度において店舗外現金自動設備については、下記の3か所を新設いたしました。

横手支店 浅舞出張所 (横手市)
十文字支店 増田出張所 (横手市)
大曲駅前支店 神宮寺出張所 (大仙市)

2. 当年度において店舗外現金自動設備については、下記の3か所を廃止いたしました。

大曲支店 角間川出張所 (大仙市)
象瀧支店 金浦出張所 (にかほ市)
大館西支店 早口出張所 (大館市)

- ハ 銀行代理業者の一覧
該当事項はありません。

- ニ 銀行が営む銀行代理業等の状況
該当事項はありません。

(5) 設備投資の状況

- イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	935
---------	-----

- 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
店舗の新築・改修、設備更新	175
ソフトウェアの導入・更新	193
事務機器等の新設・更新	283
現金自動受払機の更新	283

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況

該当事項はありません。

ロ 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
(株)秋田保証サービス	秋田市旭北錦町1番42号	保証業務	420百万円	100.00%	
(株)あきぎんサーチ&コンサルティング	秋田市山王三丁目2番1号	コンサルティング業務	75	100.00	
(株)あきぎんキャピタルパートナーズ	秋田市山王三丁目2番1号	ファンドの組成・運営業務	50	100.00	
詩の国秋田(株)	秋田市山王三丁目2番1号	地域商社業務	90	88.88	
(株)秋田国際カード	秋田市大町一丁目3番8号	カード業務	50	61.00	
(株)秋田ジェーシービーカード	秋田市大町二丁目4番44号	カード業務	50	60.00	
(株)秋田グランドリース	秋田市大町二丁目4番44号	リース業務	50	57.00	

(注) 1. 議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

2. (株)あきぎんキャピタルパートナーズは、2023年7月3日付で設立し、当事業年度より子会社としております。

重要な業務提携の概況

- 1 地方銀行62行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ACS）を行っております。
- 2 地方銀行62行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む。）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称MICS）を行っております。
- 3 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行62行の共同出資会社、略称CNS）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
- 4 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービスを行っております。
- 5 株式会社セブン銀行、株式会社イーネットおよび株式会社ローソン銀行との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した現金自動設備による現金自動引出し等のサービスを行っております。
- 6 株式会社イオン銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービスを行っております。
- 7 秋田信用金庫、羽後信用金庫、秋田県信用組合および秋田県内の農業協同組合との提携により、現金自動設備の無料・割引相互利用サービス（名称「秋田あったかネット」）を行っております。
- 8 株式会社青森銀行および株式会社岩手銀行との提携により、現金自動設備の無料・割引相互利用サービス（名称「AAIネット」）を行っております。
- 9 株式会社北海道銀行、株式会社山形銀行および株式会社東邦銀行とそれぞれ提携し、現金自動設備の無料・割引相互利用サービスを行っております。
- 10 株式会社岩手銀行との間で、包括業務提携（秋田・岩手アライアンス）を締結しております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社役員（取締役）に関する事項

(1) 会社役員（取締役）の状況

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
新谷 明弘	取締役頭取 (代表取締役) リスク統括室担当		
皆川 剛	取締役 専務執行役員 人事部、総務部、証券国際部、市場運用部および秘書室担当		
芦田 晃輔	取締役 専務執行役員 経営企画部、営業企画部、コンプライアンス統括部およびイノベーション推進室担当		
三浦 力	取締役 常務執行役員 地域価値共創部、営業支援部および業務センター担当		
三浦 寛剛	取締役 常務執行役員 事務統括部、システム部、審査部、監査部および事務レス推進室担当		
榊 純一	取締役 (社外)	秋田大学電動化システム 共同研究センター長	
中田 直文	取締役 (社外)	大館ビル株式会社 代表取締役社長 株式会社大館製作所 代表取締役会長 大館桂工業株式会社 代表取締役会長	
柿崎 環	取締役 (社外)	明治大学法学部教授 三菱食品株式会社社外取 締役 京浜急行電鉄株式会社社 外取締役 日本空港ビルデング株式 会社社外取締役（監査等 委員）	
伊東 裕	取締役 (社外)		

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
佐藤雅彦	取締役 (常勤監査等委員)		
工藤重信	取締役 (常勤監査等委員)		
小林憲一	取締役 (監査等委員) (社外)		
面山恭子	取締役 (監査等委員) (社外)	面山恭子法律事務所所長	
長谷部光哉	取締役 (監査等委員) (社外)	長谷部光哉公認会計士事務所所長	(注)4

- (注) 1. 取締役榊純一氏、中田直文氏、柿崎環氏、伊東裕氏、小林憲一氏、面山恭子氏および長谷部光哉氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 取締役榊純一氏、中田直文氏、柿崎環氏、伊東裕氏、小林憲一氏、面山恭子氏および長谷部光哉氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
3. 取締役佐藤雅彦氏および工藤重信氏は常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、取締役会以外の重要な会議への出席や、会計監査人および内部監査部門等との密接な連携、執行部門からの報告の受領等を行い、これらの情報を監査等委員全員で共有することを通じて、監査等委員会による監査・監督の実効性を高めるためであります。
4. 取締役長谷部光哉氏は、公認会計士および税理士として、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 会社役員に対する報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当行は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」という。）を取締役会が定めており、その概要は、以下のとおりです。

なお、以下の概要は当事業年度末時点の内容を記載しております。

当行の取締役の報酬等は、役割や責任に応じて支給する「基本報酬」、業績等を勘案して支給する「賞与」、役位および業績目標（当期純利益）の達成度に応じて当行株式等の交付等を行う「業績連動型株式報酬」の構成とし、次の運用基準のとおり支給するものとしております。

1 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）

「基本報酬」、「賞与」および「業績連動型株式報酬」の3つで構成し、次のとおりとする。

(1) 各取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の基本報酬は、金銭による月例の固定報酬として役位別に定める。

(2) 賞与は、事業年度毎の業績向上に対する意識を高めるため、最終的な経営活動の成果である当期純利益を勘案した賞与支給率を取締役会において決定し、これに応じて各取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の役位別に取締役会が定めた額の金銭を毎事業年度終了後の所定の時期に支給する。

(3) 業績連動型株式報酬は、役員報酬 B I P（Board Incentive Plan）信託と称される制度を採用する。本制度では、信託期間中の毎事業年度終了後の所定の時期に、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対し、役位に応じた「固定ポイント」と、当行の毎事業年度における業績目標（当期純利益）の達成度に応じて0%～200%の範囲で変動する「業績連動ポイント」を付与する。付与したポイントは、毎年累積し、退任時に累積したポイントに応じて当行株式の交付および当行株式の換価処分金相当額の金銭を給付する。

(4) 報酬等の種類別の割合については、当行の持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能するよう、総額を勘案のうえ決定する。

2 社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）

「基本報酬」のみとし、その職務に鑑み固定のものとして定めた額の金銭を毎月支給する。

3 監査等委員である取締役

監査・監督の独立性を確保する観点から「基本報酬」のみとする。

また、取締役の報酬等の決定方法については、次のとおり定めております。

- 1 取締役の報酬等は、株主総会で定められた報酬限度額の範囲内とする。
- 2 取締役（監査等委員である取締役を除く。）については、「指名・報酬諮問委員会」における審議を行い、公正かつ透明性を確保のうえ、取締役会で決定する。
- 3 監査等委員である取締役の基本報酬は、監査等委員である取締役の協議により決定する。

取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当行においては、審議プロセスの公正性・透明性を確保するため、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、「指名・報酬諮問委員会」において審議され、取締役会に答申されました。取締役会において同答申に基づき決定していることから、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役の報酬等の総額等

(単位：百万円)

区 分	支給人数	報 酬 等	報酬等の種類別の総額			
			基本報酬	業績連動報酬等		非金銭報酬等
			固定報酬	賞 与	役員報酬 B I P 信託	
取締役（監査等委員である取締役を除く。）	10名	160	120	20	19	—
取締役（監査等委員）	5名	46	46	—	—	—
計	15名	206	166	20	19	—

(注) 1. 上記の取締役の支給人数ならびに報酬等の金額には、2023年6月28日開催の第120期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含めております。

2. 株主総会決議で定められた報酬限度額は次のとおりであります。

2021年6月25日開催の第118期定時株主総会決議により定められた取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の限度額（使用人としての報酬を除く。）は、年額180百万円以内（うち社外取締役分は30百万円以内）であります。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は9名（うち社外取締役は4名）であります。

2018年6月27日開催の第115期定時株主総会決議により定められた取締役（監査等委員）の報酬等の限度額（使用人としての報酬を除く。）は、年額55百万円以内であります。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は5名であります。

また、上記の取締役の報酬等の限度額とは別に、2019年6月26日開催の第116期定時株主総会決議により定められた役員報酬B I P 信託による業績連動型株式報酬制度としての取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する報酬等の限度額は、3事業年度ごとに120百万円以内であります。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の員数は8名であります。

3. 業績連動報酬等の額の算定の基礎として選定した業績指標の内容は、当期純利益であり、当該業績指標を選定した理由は、取締役が業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めるためであります。

業績連動報酬等の額の算定方法は、賞与については当期純利益の実績等により賞与支給率と役位別に定めた額を算定し、役員報酬B I P 信託については役位に応じた「固定ポイント」と当行の毎事業年度における当期純利益の達成度に応じて0%～200%の範囲で変動する「業績連動ポイント」から算定するものです。

なお、当事業年度を含む当期純利益の推移は1.（2）財産及び損益の状況に記載のとおりです。

(3) 責任限定契約

当行は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。

当行は、定款の規定に従い、社外取締役である榊純一氏、中田直文氏、柿崎環氏、伊東裕氏、小林憲一氏、面山恭子氏および長谷部光哉氏と、同法第425条第1項各号に定める額の合計額を賠償責任の限度額とする契約を締結しております。

(4) 補償契約

該当事項はありません。

(5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当行取締役および執行役員	当行は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになるその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。 なお、当該保険料は、全額を当行が負担しております。

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
榊 純 一	秋田大学電動化システム共同研究センター長
中 田 直 文	大館ビル株式会社代表取締役社長 株式会社大館製作所代表取締役会長 大館桂工業株式会社代表取締役会長
柿 崎 環	明治大学法学部教授 三菱食品株式会社社外取締役 京浜急行電鉄株式会社社外取締役 日本空港ビルデング株式会社社外取締役（監査等委員）
伊 東 裕	該当ありません。
小 林 憲 一	該当ありません。
面 山 恭 子	面山恭子法律事務所所長
長 谷 部 光 哉	長谷部光哉公認会計士事務所所長

- (注) 1. 「兼職その他の状況」には、重要なものを記載しております。
2. 上記に掲げる社外役員が業務執行取締役等を兼任している法人等と当行およびグループ各社との間における2023年度の取引額は、同社売上高および当行連結粗利益の1%未満であることから、独立性に影響を与えるものではありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における 発言その他の活動状況
取締役 榊 純一	5年9か月	当期開催の取締役会14回全てに出席	会社経営者としての経験と見識から発言を行っており、特に技術分野についての専門的な知見を踏まえた助言等を行うなど、重要な意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、取締役会の諮問機関である「指名・報酬諮問委員会」の委員として、客観的・中立的立場から経営の監督機能を担っております。
取締役 中田 直文	4年9か月	当期開催の取締役会14回中13回出席	会社経営者としての経験と見識から発言を行っており、特に秋田県内を代表する製造業の経営および業界団体の要職経験を踏まえた助言等を行うなど、重要な意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役 柿崎 環	2年9か月	当期開催の取締役会14回中12回出席	商法・金融商品取引法を研究分野とする大学教授としての専門的知見から発言を行っており、特に内部統制やコーポレートガバナンスについての専門的な知見を踏まえた助言等を行うなど、重要な意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役 伊東 裕	9か月	就任後開催の取締役会11回全てに出席	会社経営者としての経験と見識から発言を行っており、特に上場会社の取締役としての経験や地域活性化についての専門的な知見を踏まえた助言等を行うなど、重要な意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

氏名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における 発言その他の活動状況
取締役（監査等委員） 小林 憲一	5年9か月	当期開催の取締役会14回中13回出席、監査等委員会16回中15回出席	地方行政および企業支援に携わった経験と見識から発言を行っており、特に地方行政における豊富な経験を踏まえた助言等を行うなど、重要な意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、取締役会の諮問機関である「指名・報酬諮問委員会」の委員かつ監査等委員として、客観的・中立的立場から経営の監督機能を担っております。
取締役（監査等委員） 面山 恭子	3年9か月	当期開催の取締役会14回全てに出席、監査等委員会16回全てに出席	弁護士としての専門的知見から発言を行っており、特に法律分野についての専門的な知見を踏まえた助言等を行うなど、重要な意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、取締役会の諮問機関である「指名・報酬諮問委員会」の委員かつ監査等委員として客観的・中立的立場から経営の監督機能を担っております。
取締役（監査等委員） 長谷部光哉	1年9か月	当期開催の取締役会14回全てに出席、監査等委員会16回全てに出席	公認会計士、税理士としての専門的知見から発言を行っており、特に企業会計や税務等についての専門的な知見を踏まえた助言等を行うなど、重要な意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、監査等委員として客観的・中立的立場から経営の監督機能を担っております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	8名	30	—

(4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

4 当行の株式に関する事項

(1) 株 式 数 発行可能株式総数 68,745千株
発行済株式の総数 18,093千株

(注) 株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数 10,947名

(3) 大 株 主

当該事業年度の末日において、当行の発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対するその有する株式の割合が高いことにおいて上位となる10名の株主の持株状況は以下のとおりであります。

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,577千株	8.78%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,004	5.59
明治安田生命保険相互会社	804	4.48
秋田銀行職員持株会	784	4.37
松井証券株式会社	492	2.74
日本生命保険相互会社	437	2.43
住友生命保険相互会社	344	1.92
損害保険ジャパン株式会社	329	1.83
三井住友海上火災保険株式会社	211	1.17
J P M O R G A N C H A S E B A N K 385781	188	1.05

(注) 1. 持株数等は千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は自己株式（145,231株）を控除して算出しており、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(4) 役員保有株式

該当事項はありません。

5 当行の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

6 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任監査法人トーマツ 指定有限責任社員 五十嵐康彦 指定有限責任社員 鶴見 将史	61	(注) 1

- (注) 1. 監査等委員会は、取締役、行内関係部署および会計監査人から必要な資料を入手しかつ報告を受け、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積り額の算出根拠などを確認し、審議した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当行と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ実質的にも区分できないため、上記報酬等の額はこれらの合計額を含めて記載しております。
3. 会計監査人に対し、当行、当行の子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は61百万円であります。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 補償契約

該当事項はありません。

(4) 会計監査人に関するその他の事項

「会計監査人の解任または不再任の決定の方針」

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また監査等委員会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められた場合、監査等委員会の決議により、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

7 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当行では、「財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」については、特に定めておりません。

8 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

9 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

10 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

11 その他

該当事項はありません。

第121期 損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額
経常収益		37,084
資金運用収益		25,077
貸出金利息配当		16,437
有価証券利息		6,688
口金		1,487
預金の受入		381
その他の利益		82
役員取引等収益		6,411
受入為替手数料		1,533
その他の役員収益		4,877
その他業務収益		1,368
外国為替売却益		52
国債等債券売却益		1,315
金融派生商品収益		0
その他経常収益		4,227
償却債権取立益		1
株式等売却益		3,817
金銭の信託運用益		37
その他経常収益		370
経常費用		30,641
資金調達費用		1,636
預渡性預金利息		102
譲渡性預金利息		13
口金マネー利息		78
債券貸借取引支払利息		6
その他の支払利息		1,435
役員取引等費用		2,692
支払為替手数料		128
その他の役員費用		2,563
その他業務費用		3,062
商品有価証券売却損		0
国債等債券売却損		1,887
国債等債券償還損		1,175
営業経常費用		20,428
その他の経常費用		2,821
貸倒引当金繰入額		1,189
投資損失引当金繰入額		0
株式等売却損		822
株式等償却費用		12
その他の経常費用		797
経常利益		6,443

(単位：百万円)

科 目							金 額
特 別 利 益	固 定 資 産	損 失	処 分	益			8
特 別 固 定 資 産			処 分	損 失			8
							275
							202
							73
税 引 前 当 期 純 利 益	法 人 税	住 民 税 及 市 町 村 税	法 人 税 等 調 整 額	法 人 税 等 純 利 益			6,176
							2,159
							△559
							1,599
							4,576

招 集 通 知

株 主 総 会 参 考 書 類

事 業 報 告

計 算 書 類

連 結 計 算 書 類

監 査 報 告 書

連結貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	688,702	預 金	3,113,432
コールローン及び買入手形	15,450	譲 渡 性 預 金	62,654
買入金銭債権	10,767	コールマネー及び売渡手形	477
有 価 証 券	808,422	借 用 金	208,608
貸 出 金	1,990,794	外 国 為 替	140
外 国 為 替	2,373	そ の 他 負 債	11,662
そ の 他 資 産	41,708	役 員 賞 与 引 当 金	20
有 形 固 定 資 産	17,878	退 職 給 付 に 係 る 負 債	942
建 物	6,064	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	20
土 地	9,755	株 式 給 付 引 当 金	115
建 設 仮 勘 定	224	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	219
その他の有形固定資産	1,833	偶 発 損 失 引 当 金	767
無 形 固 定 資 産	904	繰 延 税 金 負 債	2,165
ソ フ ト ウ ェ ア	709	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	1,473
その他の無形固定資産	195	支 払 承 諾	8,696
退 職 給 付 に 係 る 資 産	12,068	負 債 の 部 合 計	3,411,396
繰 延 税 金 資 産	243	(純資産の部)	
支 払 承 諾 見 返	8,696	資 本 金	14,100
貸 倒 引 当 金	△13,820	資 本 剰 余 金	9,212
投 資 損 失 引 当 金	△0	利 益 剰 余 金	132,146
		自 己 株 式	△1,078
		株 主 資 本 合 計	154,381
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	9,416
		土 地 再 評 価 差 額 金	2,902
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	5,372
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	17,691
		非 支 配 株 主 持 分	721
		純 資 産 の 部 合 計	172,793
資 産 の 部 合 計	3,584,190	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	3,584,190

連結損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
経常収益		42,734
資金運用収益	24,720	
貸出金利息	16,429	
有価証券利息	6,337	
コールローン利息及び買入手形利息	1,487	
預け金の受入利息	381	
その他の利益	83	
役員その他の業務収益	7,178	
役員その他の経常収益	6,598	
償却の他の経常収益	4,236	
経常費用	1	
経常費用	4,234	
経常費用		36,136
資金調達費用	1,651	
預渡性預金利息	102	
コールマネー利息及び売渡手形利息	13	
債券貸借取引支払利息	78	
借入金の支払利息	6	
その他の支払利息	14	
役員その他の業務費用	1,435	
役員その他の経常費用	2,412	
役員その他の経常費用	7,905	
役員その他の経常費用	21,248	
貸倒引当金の繰上費用	2,918	
貸倒引当金の繰上費用	1,204	
経常利益	1,713	
経常利益		6,597
特別利益		9
特別損失	9	
特別損失		276
固定資産減損	202	
固定資産減損	73	
税金等調整前当期純利益		6,331
法人税、住民税及び事業税	2,304	
法人税等調整額	△535	
法人税等合計		1,769
当期純利益		4,562
非支配株主に帰属する当期純利益		20
親会社株主に帰属する当期純利益		4,541

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

連結計算書類

監査報告書

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月9日

株式会社 秋田銀行
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

仙台事務所

指定有限責任社員 公認会計士 五十嵐 康 彦
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 鶴 見 将 史
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社秋田銀行の2023年4月1日から2024年3月31日までの第121期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月9日

株式会社 秋田銀行
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

仙台事務所

指定有限責任社員 公認会計士 五十嵐 康 彦
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 鶴 見 将 史
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社秋田銀行の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社秋田銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第121期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法および結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロおよびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- (1) 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、当行の内部監査部門および内部統制部門と連携の上、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部および主要な営業店において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役、監査役および使用人等と意思疎通および情報の交換をはかり、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- (2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - 一 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - 三 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

2024年5月10日

株式会社 秋田銀行 監査等委員会

常勤監査等委員	佐藤雅彦
常勤監査等委員	工藤重信
監査等委員	小林憲一
監査等委員	面山恭子
監査等委員	長谷部光哉

(注) 監査等委員 小林憲一、面山恭子および長谷部光哉は、会社法第2条第15号および第331条第6項に規定する社外取締役であります。

(以 上)

株主総会会場ご案内略図

会場

秋田市山王三丁目2番1号

秋田銀行本店10階大会議室

☎ (018) 863-1212 (代表)



交通のご案内

- JR奥羽本線
- JR羽越本線

「秋田駅」

西口

バスターミナルから路線バスで約10分、
「山王十字路（竿燈大通り側）」下車

お願い▶ 駐車スペースが限られておりますので、公共交通機関等をご利用いただきますようお願い申し上げます。



地球環境を考え、
植物油インキを
使用しています。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。